

計画策定年度	平成23年度
計画主体	大月市

## 大月市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

大月市役所 産業建設部

産業観光課 農林業担当

〒401-0015

山梨県大月市大月町花咲1908-19

TEL: 0554-20-1833

FAX: 0554-20-1533

MAIL: sangyou-19206@city.otsuki.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	山梨県 大月市

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（平成21年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜類	560千円、25a 把握している被害の他、市内農地を中心に被害が推測される。
ニホンジカ	学校林等の樹木	新芽の食害、樹皮被害 把握している被害の他、市内山林を中心に被害が推測される。
ニホンザル	野菜類	散発的な食害あり、把握している被害の他、市内農地を中心に被害が推測される。
アライグマ	生活環境被害	アライグマによるものと思われる生活環境被害及び農作物被害がある。

### (2) 被害の傾向

#### ○イノシシ

本市でのイノシシによる被害は、ほぼ市内全域において発生している。期間としては、特に農作物の生育期や収穫期に被害が集中する。近年においては住宅地等周辺にも目撃情報が多く、敷地内にて掘り返し・ぬたうちなど生活環境への被害の助長が懸念される。

#### ○ニホンジカ

本市でのニホンジカによる被害は、住宅地から離れた林間部において発生している。学校林やレクリエーションなどで植樹した樹木の新芽や木の皮が食害を受けるなど被害があり、近年増加傾向にある。期間としては、通年であるが餌の少なくなる冬期になると人家周辺など生活圏内においても目撃されることがある。

#### ○ニホンザル

本市でのニホンザルによる被害は、山間部を中心に発生していたが、近年ほぼ市内全域に広がる傾向がある。期間としては、えさの少なくなる秋から冬の季節を中心に被害・目撃情報が多くなり、収穫前の農作物被害だけでなく家屋内の侵入などの生活環境被害が発生している。

#### ○アライグマ

本市において近年新規に、アライグマによる被害や目撃情報、アライグマと思われる被害が発生している。被害の状況としては、家屋内の侵入による生活環境被害だけでなく、農作物以外にペットフードや屋外で飼育している魚類・ニワトリなどの家禽類の被害がある。被害発生場所は、住宅地周辺が多い。現状散発的な事象であるが、今後被害の増加が懸念される。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成21年度)	目標値(平成25年度)
イノシシ	560千円、25a	平成21年度比30%減を目指す(392千円、17a)。
ニホンジカ	把握している被害の他、市内を中心に戦略的被害が推測される。	
ニホンザル		
アライグマ		完全防除とする。

## (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有害鳥獣の捕獲許可 農作物等に被害が多発した場合は、有害鳥獣捕獲を獵友会に委託し、加害鳥獣個体の捕獲を行う。</li> <li>○特定鳥獣適正管理事業 山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣適正管理事業による個体数調整を行う。</li> <li>○わなの購入・貸出 本市においてわなを購入し、有害鳥獣捕獲期間中等に有資格者に貸出し適切な運用のもと、銃器の使用ができない箇所等においてわなによる捕獲を実施している。</li> </ul>	<p>獵友会の会員の高齢化や新規の若年層が極端に少ないと有害鳥獣捕獲等従事者の減少や行動範囲の減少が懸念される。</p> <p>わな免許保持者が少なく、また、わなの購入費や保管場所の確保が難しい問題がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人への防除ネット購入費補助 一定の条件を満たす防除ネットを購入した個人やグループに対し購入費の半額を市が補助を行う。</li> <li>○中山間地域総合整備事業による防除柵の設置 鳥獣害防止施設：17,120m</li> <li>○県単土地改良事業（鳥獣害防除事業）による防除柵の設置 鳥獣害防止施設：3,513m</li> </ul>	<p>財政事情が厳しいため一定の条件を満たさない農家には補助ができない。</p> <p>農業従事者の高齢化に伴い設置した防除柵・防除ネットの維持管理が徹底されない。</p>

## (5) 今後の取組方針

本市に現在ある事業等で導入した防護柵等については地元住民と協力し維持管理を徹底し、効果的に農地の鳥獣防除を行う。また、獵友会に対しては現状どおり補助金拠出等を行い、連携して今後においても有害鳥獣捕獲・特定鳥獣適正管理事業等により加害鳥獣を捕獲し鳥獣頭数を適正頭数に減少させ被害の減少を目指す。そのため、特にニホンジカとニホンザルについては、今後詳細な被害データの収集に努める。さらにわな免許保持者を増やすため、狩猟免許のさらなる周知を広報等を利用し行いたい。アライグマに関しては、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき適正な防除を行う。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

山梨県東部獵友会大月支部（会員数約140人）に委託し、有害鳥獣捕獲の対策を行う。

#### (2) その他捕獲等に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	○狩猟免許取得者の拡大を図る。 ○広報などを活用し防除ネット購入費補助金の住民への周知を図る。
	アライグマ	○わなを購入し、防除を行う。
平成24年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	○狩猟免許取得者の拡大を図る。 ○広報などを活用し防除ネット購入費補助金の住民への周知を図る。
	アライグマ	○わなを購入し、防除を行う。
平成25年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	○狩猟免許取得者の拡大を図る。 ○広報などを活用し防除ネット購入費補助金の住民への周知を図る。
	アライグマ	○わなを購入し、防除を行う。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

###### ○イノシシ

市内全域での生息及び被害が報告されており、過去の捕獲実績(H20:55頭、H21:56頭、H22:32頭)から耕作地周辺に出没する個体数を極小化することを目的に設定した(中位の値で設定)。

###### ○ニホンジカ

過去の被害は限定的であるが、近年、人家周辺での目撃情報等が寄せられており、全県的な個体数増加傾向も踏まえ、本市においても予防的に個体数を調整することを目的として過去の捕獲実績(H20:19頭、H21:27頭、H22:23頭)の中位の値を参考に設定した。

###### ○ニホンザル

過去の捕獲実績(H20:6頭、H21:9頭、H22:9頭)を参考に、被害の状況に応じ、加害個体を中心に捕獲を進められることを目的として設定した(上位の値で設定)。

###### ○アライグマ

山梨県アライグマ防除実施計画に基づき完全防除とする。

対象鳥獣	捕獲計画頭数等〔頭〕		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イノシシ	40	40	40
ニホンジカ	20	20	20
ニホンザル	10	10	10
アライグマ	完全防除	完全防除	完全防除

**捕獲等の取組内容**

捕獲についてイノシシは市内全域の耕作地周辺、ニホンザルは七保地区中心にほぼ市内全域の耕作地周辺、ニホンジカは市内全域の山林内等とし、獵友会等の有資格者による銃器及びわなを併用する。人家周辺など安全面及び効果面からわなの設置が望ましいところはわなによる捕獲を積極的に行う。アライグマについては、箱わなによる捕獲とし、わな免許保持者・講習修了者などの有資格者による捕獲を行う。

実施時期について有害捕獲は、被害発生に応じて随時実施し、個体数調整のための管理捕獲についても必要に応じて実施を検討する。

**(4) 許可権限の委譲事項**

対象地域	対象鳥獣
大月市	該当なし

**4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項****(1) 侵入防止柵の整備計画**

対象鳥獣	整備内容		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	県営事業である中山間総合整備事業（大月北部）にて東奥山地区・瀬戸地区・奈良子地区に鳥獣害防止施設約3,000mの導入を予定している。 また、一定の条件を満たす防除ネットを購入した個人やグループに対し購入費の半額を市が補助する。		
アライグマ	一定の条件を満たす防除ネットを購入した個人やグループに対し購入費の半額を市が補助する。		

**(2) その他被害防止に関する取組**

年 度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度		○事業等で導入した防護柵は、地域住民と連携・協力し定期的な除草や柵の点検補修などの維持管理を徹底する。
平成24年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	○個人で導入した防護柵については、維持管理の徹底を促し必要に応じて効果的な設置方法など防除の仕方を指導する。
平成25年度		○放任果樹の除去の指導 ○ニホンザルに対するエアーガンによる追い払いを実施する。

## 5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	大月市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
大月市農業委員会	○被害状況等の情報提供
山梨県東部獵友会大月支部	○捕獲従事者 ○生息情報等の情報提供
クレイン農業協同組合	○被害状況等の情報提供
大月市森林組合	○被害状況等の情報提供
鳥獣保護員	○捕獲に関する助言
鳥獣害防止技術指導員	○被害防止に関する助言
富士・東部農務事務所	○農業分野における技術的助言
富士・東部林務環境事務所	○林業分野における技術的助言
大月市	○事務局

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
山梨県環境科学研究所	有害鳥獣関連の情報提供
山梨県総合農業技術センター	有害鳥獣関連の情報提供

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

## 6. 捕獲等した対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、適切に処理（埋却等）する。

アライグマについては焼却処分する。

## 7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止対策の実施に関し必要な事項は協議会において隨時検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。